

## 佐賀市上下水道局広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、佐賀市上下水道局広告掲載取扱要綱第4条第3項に規定する広告掲載の範囲等に関する基準に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載ができる事業者等)

第2条 広告の掲載ができる者は、広告の承認を受ける時点で次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 商業登記簿における本店の所在地が佐賀市内である法人又は佐賀市内に住民票がある個人事業主
  - (2) 佐賀市業務委託関係競争入札参加資格者一覧表、佐賀市建設工事競争入札参加資格者施工能力等級表、佐賀市物品購入等競争入札参加資格者一覧表又は佐賀市小規模修繕契約希望者登録名簿に登録されている者
- 2 広告の承認後に前項の要件を満たさなくなった場合は、広告の掲載を取りやめることができる。
- 3 前項の場合、既納の広告掲載料は還付しないものとする。

### (広告の掲載を規制する事業者等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する事業者等の広告については、その期間中、広告の掲載を取りやめることができる。

- (1) 佐賀市から指名停止措置を受けているもの
  - (2) 違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
  - (3) 水道料金、工業用水道料金、下水道使用料、その他本市上下水道事業の業務に係る料金等を滞納しているもの
  - (4) その他上下水道局の広報媒体に掲載することが不適當であると管理者が認めるもの
- 2 前項の期間における既納の広告掲載料は還付しないものとする。

### (広告内容の一般基準)

第4条 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示又は誤解を招くような表現  
例：「世界一」、「最高」、「一番安い」、「永遠」等の表現（根拠となる資料が必要）
- (2) 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現

例：「今が・これが最後のチャンス」「あなただけ」等

- (3) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告掲載者又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等しているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証を行っている商品、サービス等に係るものを除く。）

例：「〇〇省認可」、「△△協会推薦」、「□□賞受賞」、「××指定店」等の表示については、事実確認を行う。

- (4) その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現を含むもの

（広告掲載者の優先順位）

第5条 広告掲載が適当と認められる者が予定の件数を超えたときは、次に掲げる優先順位に従い、広告掲載者を決定するものとする。ただし、競争入札による場合は、この限りではない。

(1) 第1位 国、政府関係機関、佐賀県、佐賀市その他公共団体

(2) 第2位 本市上下水道事業において、工事又は製造の請負、役務の提供、物品購入、業務委託等の取引の実績を過去12か月間において有するもの

(3) 第3位 その他管理者が適当と認めるもの

- 2 前項の場合において、広告掲載が適当と認められる者が同順位で複数いる場合は、抽選により決定する。

（個別の基準）

第6条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告仕様に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年1月17日から施行する。